

掲示期間 4月1日-4月10日

新潟市告示第181号

### 市税収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、市税の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

### 記

1 収納事務受託者の名称

LINE Pay 株式会社、株式会社第四北越銀行、地銀ネットワークサービス株式会社

2 収納事務を委託する歳入

市県民税・森林環境税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税・都市計画税、  
軽自動車税（種別割）、法人市民税、事業所税、国民健康保険税、  
および上記市税にかかる延滞金

3 収納事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和7年4月23日まで